を第十二号とし、同表中

「十　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解したスによりルの距離	を	「十　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料体をガラスにより一メートルの距離
十一　照射された第一号イ、第四号イ及び第八号イに掲げる物質（核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものは封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包される号に掲げるものを除く。）		質（核燃料物質又を封入し、圧縮してものに限り、第十

に改める。

第一条第四項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

別記様式中「第10号まで」を「第11号まで」に、「同表第11号」を「同表第12号」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「のうち次のいずれかに該当するもの」を削り、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に運搬されている核燃料物質であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十七条に規定する特定核燃料物質については、この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十五条の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。